



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

サッシ(天窓)

Windows ( Roof Windows )

BLS WDR : 2015②

2015年8月31日公表・施行

一般財団法人

ベターリビング



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 サッシ(天窓)

### I. 総則

- 1. 適用範囲
- 2. 用語の定義
- 3. 部品の構成
- 4. 材料
- 5. 施工の範囲
- 6. 尺法

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
    - 1.2.3 健康上の安全性の確保
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - 1.3 耐久性の確保
  - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 サッシ（天窓）のライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
    - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
      - 2.2.4.1 相談窓口の整備
      - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
      - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
    - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
  - 3.1 基本性能に関する情報提供
  - 3.2 使用に関する情報提供
  - 3.3 維持管理に関する情報提供
  - 3.4 施工に関する情報提供

### III. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## サッシ（天窓）

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

採光、採風のために屋根に取り付ける窓で、住宅のほか、学校、幼稚園、保育園、店舗、ホテル又は旅館に設置するものに適用する。

#### 2. 用語の定義

- a) 製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。
- b) 取替え部品：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- c) 消耗品：取替え部品の内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているものをいう。
- d) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- e) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3. 部品の構成

a) 標準的な構成部品は表－1による。

表－1 構成

構成部品名		構成の別 <sup>注)</sup>	備考
枠材	上枠	●	
	下枠	●	
	堅枠	●	
気密材		●	
框材	上框	△	
	下框	△	
	堅框	△	
堅骨		△	
中骨		△	
堅桟		△	
押縁		△	
額縁		△	
クレセント		△	
錠		△	
丁番		△	
戸車		△	
ハンドル		△	
操作棒		△	
ダンパー		△	
プッシュプルチェーン		△	
網戸		△	
水切り		△	
エプロン		△	
電動開閉装置		△	
日除け		△	

注)構成の別

● : (必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 開閉形式は、次のいずれか又は組み合わせとする。

- 1) 開き
- 2) 回転
- 3) 固定 (FIX)

## 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化していること。又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

## 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 枠の躯体への固定
- b) 戸の吊り込み（固定（FIX）を除く）
- c) 構成部品の取付け及び調整・検査

## 6. 寸法

サッシ（天窓）の製品(完成品)に対する寸法公差は、JIS A4706:2000「サッシ」による。。

# II. 要求事項

## 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

### 1.1 機能の確保

#### a) サッシの気密

気密性は、断熱性能に応じ、JIS A 4706-2015「サッシ」で定める等級に適合し、断熱性能に応じた所定の性能を有すること。

#### b) サッシの水密

水密性は、木造住宅用又は RC 造住宅用の別に応じ、それぞれについて、JIS A4706:2015「サッシ」で定める等級に適合し、木造住宅用又は RC 造住宅用の別に応じた所定の性能を有すること。

#### c) サッシの断熱

1) 断熱性は、所定の性能（熱貫流率）を有すること。

#### d) 結露対策

結露水の処理方法に対して対策を講じてあること。

#### e) ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。

#### f) 開き戸・窓、回転窓等は、ストッパー機構等を有すること。

#### g) 天窓の機能を損なわず、網戸等の選択構成部品が機能すること。

#### h) サッシのガラスの最大見付面積

サッシのガラスは、建築基準法及び関係規定に準じて、最大見付面積を設定すること。

#### i) サッシの遮音

遮音型サッシの場合の遮音性は、100Hz～2,500Hz の範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の単純平均値が 20dB 以上であること。

### 1.2 安全性の確保

#### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

#### a) サッシの耐風圧

耐風圧は、木造住宅用又は RC 造住宅用の別に応じ、それぞれについて、JIS A4706:2015「サ

ッシ」で定める等級に適合し、所定の性能を有すること。

b) サッシの耐積雪

サッシは、所定の積雪荷重において、破損しないことが確認されていること。

c) はずれ止め

サッシは、はずれ止め機構を有していること。

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状、加工の安全

通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。

b) 形状上の安全

みえがかり箇所は、バリ、メクレ、危険な突起物等がないこと。

### 1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

防火型サッシの場合は、建築基準法第2条第9号の二のロに規定する防火設備であること。

## 1.3 耐久性の確保

サッシは、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。

## 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

### 1.4.2 サッシ（天窓）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

#### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するな

ど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

### 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

#### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

#### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

##### 2.2.1 適切な品質保証の実施

###### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

###### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵 10年

2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

###### <免責事項>

- 1 本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

##### 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

##### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替え部品の交換作業を行いやすい製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替え部品(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替え部品の部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替え部品の交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替え部品の供給可能な期間を10年以上としていること。

### 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

#### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

#### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

#### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

### 2.3 適切な施工の担保

#### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

#### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

## 3 情報の提供に係る要求事項

### 3.1 基本性能に関する情報提供

サッシ(天窓)に関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

### 3.2 使用に関する情報提供

サッシ(天窓)の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

### 3.3 維持管理に関する情報提供

サッシ(天窓)の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手で

きる方法により維持管理者に適切に提供されること。

### 3.4 施工に関する情報提供

サッシ（天窓）の施工について、少なくとも次の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項

## III. 附則

1. この認定基準（サッシ（天窓） B L S W D R : 2 0 1 5 ②）は、2 0 1 5 年 8 月 3 1 日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（サッシ（天窓） B L S W D R : 2 0 1 5 ）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から 3 か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第 16 条第 1 項の認定を受けており（3. により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第 28 条第 1 項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



# 「優良住宅部品認定基準（サッシ（天窓））」の 解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（サッシ（天窓））」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I 今回の改正内容

### 1. 免責事項の表現の統一

## II 基準改正の履歴

### 【2015年7月10日公表・施行】

1. サッシの断熱性能の区分名称の変更及び上位性能区分の追加
2. 引用JIS規格年度の更新

### 【2013年4月30日公表・施行】

1. 断熱性試験方法及び計算方法の追加
2. 保証における免責事項の基準内への記載
3. 引用JIS規格年度の更新

### 【2010年3月19日公表・施行】

1. 適用範囲の拡大

### 【2008年10月1日公表・施行】

1. 附則の追記

### 【2007年3月30日公表・施行】

1. 評価基準の性能規定化と充実
2. 評価基準の制定
3. 様式の変更等
4. <参考>資料の記載位置の変更

### 【2005年9月9日公表・施行】

施工方法の明確化等の変更

### 【2003年6月2日公表・施行】

- a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更
- b) ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け

### 【2001年11月1日修正】

- a) 引用しているJIS規格番号の年号の整合
- b) 試験番号の整合
- c) 性能値の誤りの訂正

### 【2001年10月1日修正】

- a) ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化
- b) ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行【II 7.(4) 1)、2)】

### 【2000年12月20日公表・施行】

- a) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応
- b) 断熱性能を基礎基準で規定
- c) 施工試験の規定を削除

### 【2000年10月31日公表・施行】

- a) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

### 【1999年10月1日公表・施行】

- a) 品目の変更
- b) 断熱性能を選択基準で規定
- c) ホルムアルデヒドの放散量の規定化
- d) 耐積雪荷重の規定を追加
- e) 施工試験の規定を追加